

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	母子生活支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市母子生活支援施設入所に要する費用の徴収に関する規則			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	母子家庭の児童の福祉を支援するため、母子を施設に入所させる必要がある。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する必要がある。		平成22年度 予算現額			4,177
			平成23年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申し込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	4,177
具体的な実施内容	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申し込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。		平成24年度	母子家庭やこれに準ずる家庭の児童が養護に欠ける場合、申し込みにより母子寮等に入所させる。 一人親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	4,177
事業の目的	ひとり親家庭等の生活を支援する。		平成25年度	母子家庭やこれに準ずる家庭の児童が養護に欠ける場合、申し込みにより母子寮等に入所させる。 一人親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	4,177
事業の効果	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進に寄与する。					